

○長久手市児童発達支援センター条例施行規則

令和2年3月13日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市児童発達支援センター条例（令和2年長久手市条例第11号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、長久手市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は休所日を設けることができる。

(定員)

第4条 センターの1日当たりの利用定員は、30人とする。

(利用の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定によりセンターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、利用の可否を決定の上、利用許可（不許可）書を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により利用を許可したときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）と、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第12条の規定に基づき、センターの利用契約を締結しなければならない。
（利用の変更又は廃止）

第7条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の廃止をしようとするときは、あらかじめ利用変更・廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、利用の変更又は廃止の可否を決定の上、利用変更・廃止許可（不許可）書を利用者に交付するものとする。
（利用の不許可等の事由）

第8条 条例第6条第3項に規定する特別な事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他の専門的な施設での治療又は療育を常時必要とする者であるとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

（利用の許可の取消の通知）

第9条 市長は、条例第6条第3項の規定により利用の許可を取り消したときは、利用許可取消通知書により利用者に交付するものとする。

（利用の停止等の通知）

第10条 市長は、条例第7条の規定に基づき、センターの利用を停止又は制限したときは、利用停止（制限）通知書を利用者に交付するものとする。

（使用料の減免）

第11条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする利用者は、あらかじめ使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、実情を調査の上、その可否を決定し、使用料減免（不許可）決定通知書を申請者に交付するものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第12条 条例第11条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- (2) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 事業計画書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (5) 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（読替規定）

第13条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用手続等）

第14条 この規則に定めるもののほか利用手続その他センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 第12条の規定による指定管理者の指定の申請については、この規則の施行の日の前においても、行うことができる。

附 則（令和4年規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式（第12条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、長久手市児童発達支援センター条例第11条第1項及び長久手市児童発達支援センター条例施行規則第12条の規定により申請します。

（添付書類）

- 1 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 3 事業計画書
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 5 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式（第 1 2 条関係）

（令 4 規則 1 6 ・ 全改）